改正後

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十条の四　法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてしなければならない。

2　法第十八条の十七第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

四　（略）

（水銀排出施設の設置等の届出）

第十条の五　法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。

2　法第十八条の二十八第二項（第十八条の二十九第二項及び第十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

3　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。

（水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書）

第十条の六　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

（氏名の変更等の届出）

第十一条　法第十一条（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

（承継の届出）

第十二条　法第十二条第三項（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

（作業基準）

第十六条の四　石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

一　特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。

イ　特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ　特定工事の場所

改正前

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十条の四　法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてしなければならない。

2　法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

四　（略）

（水銀排出施設の設置等の届出）

第十条の五　法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。

2　法第十八条の二十三第二項（第十八条の二十四第二項及び第十八条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

3　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。

（水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書）

第十条の六　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

（氏名の変更等の届出）

第十一条　法第十一条（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

（承継の届出）

第十二条　法第十二条第三項（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

（作業基準）

第十六条の四　石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

（新設）